

吹田市業務委託におけるスライド制度運用の手引
(第 1 版)

吹田市

制定 令和 8 年（2026 年） 8 月

この手引は、履行期間が複数年にわたる業務委託へのスライド制度（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や運用について、整理したものである。

1 適用対象契約等

（１）履行期間の開始の日（以下「履行開始日」という。）から12月以上経過し、かつ、発注者及び受注者で設定した基準日以降の未履行期間が2月以上ある業務（トータルの契約期間は12月＋2月＝14月以上必要となる）を対象とする。

（２）対象業務（指定管理は除く。）

ア 清掃業務

イ 庁舎等の設備管理業務

ウ 警備、受付及び施設運営業務（窓口委託等）

エ 給食調理業務

オ その他の人件費比率が高く、かつ、履行の途中で未履行期間分の業務量が明確に確認できる業務で、発注者が必要と判断したもの

※上記アからエまでに該当する業務であっても、人件費及び未履行期間分の業務量等を明確に算定できない業務や、国が設定する全国一律の単価などにより人件費を積算する業務については対象としない。

（３）入札公告、指名通知、プロポーザル方式実施公告等にスライド制度対象契約であることを明記すること。また、契約締結の際には、契約書にスライド条項を規定し、受注者に対して積算内訳書（様式1参照）の提出を求めることとする。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとする。

（１）請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。請求日から7日以内に発注者から受注者に協議の開始通知を送付し、スライド協議を開始する。

（２）基準日：請求があった日から起算して、14日以内に発注者と受注者が協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

（３）未履行期間：基準日以降の履行期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。なお、請求は各年度中で1回のみとする。

4 スライド額の算出方法

(1) 基準日以降の未履行期間分の業務量における「人件費総額」に、大阪府における「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出する。この変動額から、未履行期間分の業務量に当たる業務委託料に1.0%を乗じた請求者負担額を控除した金額をスライド額とする。

(2) スライド額の算出については、次式により行う。

$$S = [(P2 \times R / 100) - (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S、P1、P2及びRは、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額 ※1

P1 : 未履行期間分の業務委託料

P2 : 未履行期間分の人件費総額 ※2

R : 最低賃金変動率(%) ※3

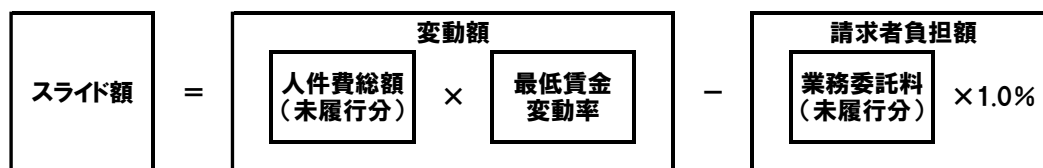
※1 算出結果(S)に、1,000円未満の端数が生じた場合は、切捨て処理を行う。

※2 当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費に加え、健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費についても対象とする。

※3 最低賃金変動率は次のとおり算出する(小数点以下第3位を四捨五入する)。

$$\text{変動率} = \frac{\text{N年度大阪府最低賃金} - \text{当初契約時大阪府最低賃金}}{\text{当初契約時大阪府最低賃金}} \times 100 (\%)$$

【参考：スライド額算出方法のイメージ】



(3) 同一業務において複数回スライドを行う場合におけるスライド額の算出についても(2)に記載の算出式に基づき実施するものとする。(2回目以降は、前回スライド時を基準として、変動額等を算出するものとする)。

(4) 入札及び見積提出時に受注者から積算内訳書の提出を義務付け、当該内訳書を基に変動額を算出し、その算出額を基に協議を行うこと(協議開始から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が算定した額をもって確定値とし、発注者

から受注者に通知する)。

5 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、スライド協議が整い次第、速やかに行うものとする。

6 契約の保証

スライド条項の適用により契約金額を変更した場合の契約の保証については、財務規則に基づき、変更後の金額により適切に対応することとする。

7 その他留意事項

- (1) スライド協議の実施に当たっては、「参考1：手続例」を参考に、手続を進めること。
- (2) 増額スライド額に係る予算が措置されていない場合、スライド協議開始前までに、必要となる予算を確保すること。流用対応等が必要となる場合は、行政経営部企画財政室（実施計画・財政G）と事前協議を行い、必要な手続を行うこと。

8 適用日

令和9年（2027年）4月1日以後に締結した契約から適用する。

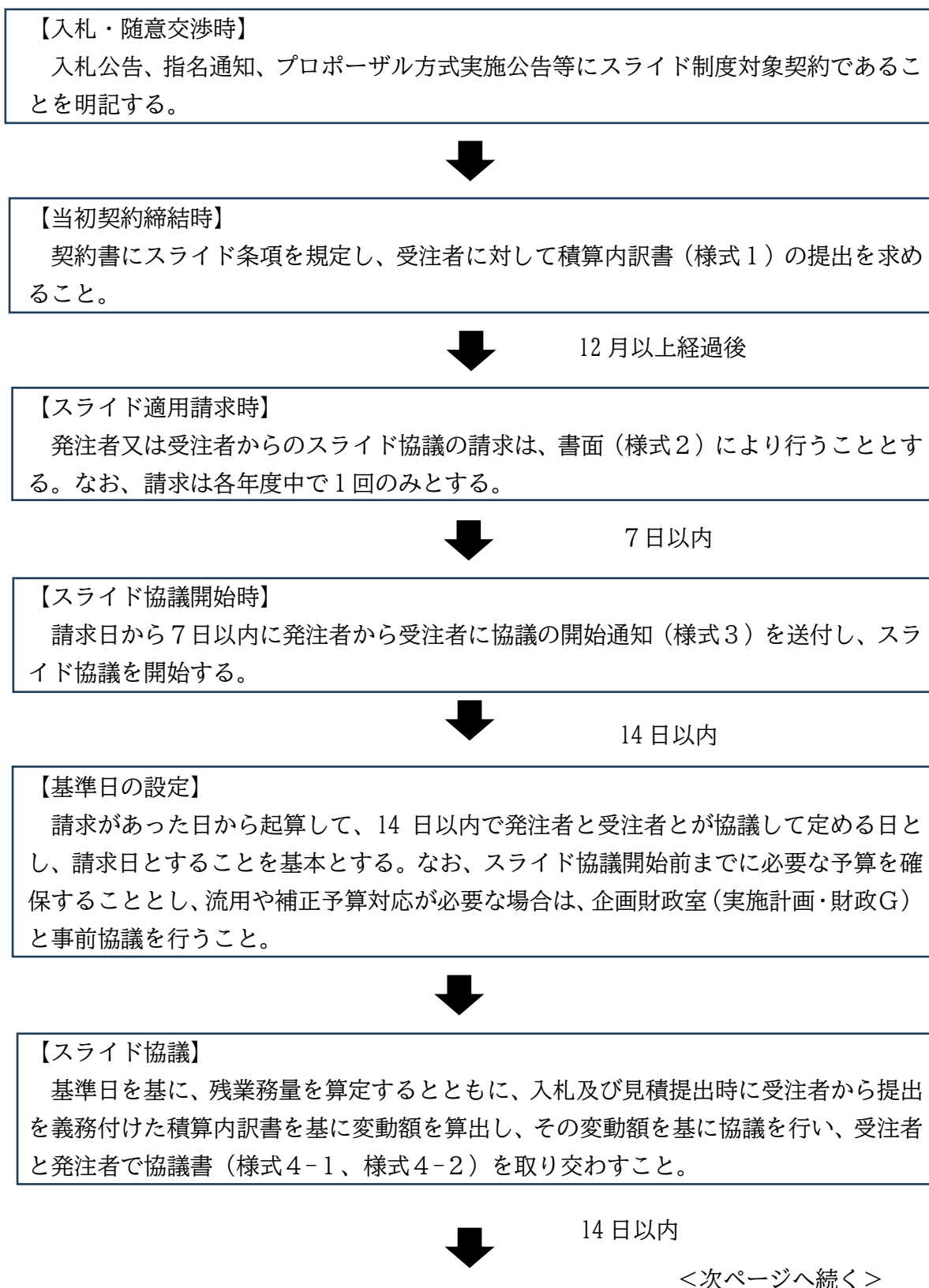
9 既契約への適用措置

令和9年（2027年）4月1日前に締結した契約（以下「既契約」という。）については、1年を超える複数年契約期間の案件で、かつ、履行開始日から12月を経過し、発注者及び受注者で設定した基準日以降の未履行期間が2月以上ある業務も対象とする。

また、令和9年（2027年）4月1日において履行開始日から12月以上経過していない既契約についても、12月以上経過した後、発注者及び受注者で基準日を設定し、制度を適用するものとする。既契約への適用措置については、最低賃金の変動率は直近実績分を適用するとともに、請求者負担額を算出するための割合は「4%」とし、スライド額を算出することとする。

なお、適用に当たっては、スライド額が算出できるように積算内訳書（様式1参照）等を用いて、事前に発注者及び受注者間で人件費や未履行期間の業務量等を明確にしておくこと。

参考１：手続例



【スライド額確定・回答】

協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が算定した額をもって確定値とし、発注者から受注者に書面（様式 4-3）で通知する。



【スライド額確定に伴う変更契約】

スライド額確定後、速やかに変更契約に係る手続を行うこと。あわせて、受注者から、労働者の賃金水準の引上げ等に係る誓約書（様式 5）及び報告書（様式 6）の提出を受けること。

※各様式は飽くまでもひな形として契約検査室が作成したものであり、個別の契約内容を踏まえ、各室課で必要に応じて修正した上で、使用すること。

参考 2：スライド額算出例

■変動率の算出方法

大阪府最低賃金（大阪府労働局）から下記の式で算出すること。

$$\text{変動率} = \frac{\text{N年度大阪府最低賃金} - \text{当初契約時大阪府最低賃金}}{\text{当初契約時大阪府最低賃金}} \times 100$$

(%)

※小数第 3 位を四捨五入

■適用する指標

大阪府最低賃金（大阪府労働局）

【参考】年度	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
最低賃金時間額	1,023 円	1,064 円	1,114 円	1,177 円
変動率	3.13% (31 円)	4.01% (41 円)	4.70% (50 円)	5.66% (63 円)

<例> 令和 7 年度（2025 年度）変動率の算出式

$$(1,177 - 1,114) / 1,114 \times 100 = 5.66\% \text{ (小数第 3 位を四捨五入)}$$

■賃金スライド額の算出例

例) 変動率 5.66%、未履行分の業務委託料総額 5,000,000 円、うち人件費総額が 4,500,000 円の場合の算出例

$$4,500,000 \text{ 円} \times 5.66\% - 5,000,000 \text{ 円} \times 1\% = 254,700 - 50,000 = 204,700 \text{ 円}$$

→千円未満を切り捨てた 204,000 円の範囲内で増額の契約変更が可能

※ 2 回目以降の請求を行う場合におけるスライド額の算出も上記算出例に基づき、同様に実施すること（2 回目以降は、前回スライド時を基準として、変動額等を算出するものとする）。

参考 3：業務委託契約書におけるスライド制度に係る条項の記載例

スライド制度を適用する業務委託の契約書には、次の条項を規定しておくこと。

（賃金の変動に基づく業務委託料の変更）

- 第●条 発注者又は受注者は、履行期間内に賃金水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面により業務委託料の変更を請求することができる。ただし、当該委託契約の残履行期間が2月に満たない場合はこの限りではない。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後業務委託料（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、書面により受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、同一会計年度内に1回に限るものとする。なお、初回の請求は、履行期間の開始の日から12月を経過した日以降でないと実施することができないものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しないときは、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

年 月 日
(年)

吹 田 市 長 宛

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

積算内訳書の提出について

年 月 日付けて契約締結した下記業務について、積算内訳書を別紙のとおり提出します。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 委託業務名 | 〇〇〇〇〇業務 |
| 2 業務委託料 | ¥ |
| 3 履行期間 | 年 月 日から
年 月 日まで |

項目	金額（税込み額）	内訳
人件費（スライド対象経費）		
直接人件費 ※1		
法定福利費 ※2		
人件費合計（A）		
物件費等		
物件費等合計（B）		
業務委託料＝（A）＋（B）		

※1 当該委託業務に直接従事する労働者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費

※2 健康保険、厚生年金、労働保険等の事業主負担額及び児童手当拠出金等

※3 人件費のうち、賃金水準の変動による影響を受けない費用については、物件費等に計上すること。

年 月 日
(年)

吹 田 市 長 宛

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

業務委託契約書第●条第●項に基づく業務委託料の変更について（請求）

年 月 日付で契約締結した下記業務については、賃金の変動により、業務委託契約書第●条第●項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 委託業務名 | 〇〇〇〇〇業務 |
| 2 業務委託料 | ¥ |
| 3 履行期間 | 年 月 日から
年 月 日まで |
| 4 希望基準日 | 年 月 日 |
| 5 変更請求概算額※ 1 | ¥ |
| 6 概算未履行分業務委託料※ | ¥ |

※ 1 1,000 円未満の端数を切り捨てた額

※ 2 業務委託料から希望基準日における履行済み分に相応する業務委託料を控除した額

(注) 今回の請求は、飽くまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題は
ありません。

年 月 日
(年)

様

吹 田 市 長

業務委託契約書第●条第●項に基づく協議の開始の日について（通知）

年 月 日付けで請求のあった標記について、業務委託契約書第●条第●項の規定に基づき、
スライド額協議開始日を通知します。

記

- 1 委託業務名 ○○○○○業務
- 2 スライド額協議開始予定日 年 月 日

第 号
年 月 日
(年)

様

吹 田 市 長

業務委託契約書第●条第●項に基づく業務委託料の変更について（協議）

年 月 日付けて請求のあった業務委託契約書第●条第●項に基づく業務委託料の変更について、同条第●項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書の提出を願います。

記

1 委 託 業 務 名

2 スライド変更金額 (増) 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

基 準 日

年 月 日

様式 4 - 1 (別添)
年 月 日
(年)

吹 田 市 長 宛

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

承 諾 書

委託業務名 _____

年 月 日付けで請求のあった業務委託契約書第●条第●項に基づくスライド協議変更額に異存
ありませんので、承諾します。

記

1 スライド変更金額 (増) 円 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 _____)

基 準 日 年 月 日

第 年 月 日 号
(年)

様

吹 田 市 長

業務委託契約書第●条第●項に基づく請負代金額の変更について（通知）

年 月 日付けで請求のあった業務委託契約書第●条第●項に基づく業務委託料の変更について、同条第●項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 委 託 業 務 名

2 スライド変更適否 スライドの適用が認められない

3 理 由 スライド額が未履行分の業務委託料の1%を超えないため

概算スライド額調書

委 託 業 務 名	
当 初 業 務 委 託 料	円 (税込み)
契 約 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
希 望 基 準 日	年 月 日
未履行分に相応する契約 金額 (P 1)	円 (税込み)
未履行分に相応する契 約金額中、人件費総額 (P 2)	円 (税込み)
大阪府最低賃金変動率 (R)	$\frac{\text{希望基準日の大阪府最低賃金} - \text{当初契約時の大阪府最低賃金}}{\text{当初契約時の大阪府最低賃金}} \times 100$

$$\begin{aligned}
 \text{スライド変更金額 (S)} &= (P 2) \times (R) \% - (P 1) \times 1 \% \\
 &= \quad \times \quad - \quad \times 1 \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

※1,000 円未満の端数は切捨て

年 月 日
(年)

様

吹 田 市 長

業務委託契約書第●条第●項の規定によるスライド額について（通知）

年 月 日よりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の
回答期日までに承諾いただけませんでした。

ついては、業務委託契約書第●条第●項の規定により、スライド変更金額を下記のとおり定
めたので通知します。

記

1 委 託 業 務 名

2 スライド変更金額 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥）

(年 月 日
年)

吹 田 市 長 宛

受注者 所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

誓 約 書

年 月 日契約締結の

については、業務委託契約書第●条第●項の規定に基づく契約変更に当たり、当該業務に従事
する労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応します。

様式 6

年 月 日
(年)

吹 田 市 長 宛

受注者 所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

報 告 書

年 月 日契約締結の _____

については、業務委託契約書第●条第●項の規定に基づく契約変更に当たり、当該業務に従事する労働者への賃金水準の引上げ等については、適切に対応したことを報告します。